

佐賀県規則第34号

知事が管理する公文書の開示等に関する規則及び佐賀県公文書館管理規則の一部を改正する規則
(知事が管理する公文書の開示等に関する規則の一部改正)

第 1 条 知事が管理する公文書の開示等に関する規則（昭和62年佐賀県規則第41号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 略</p> <p>(電磁的記録の開示方法)</p> <p>第 2 条 条例第 2 条第 3 項に規定する<u>実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、知事が適当と認める方法により行うものとする。</u></p> | <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 略</p> <p><u>(文書等の開示方法)</u></p> <p>第 1 条の 2 条例第 2 条第 3 項に規定する文書、図画及び写真（以下「文書等」という。）の閲覧又は写しの交付は、次に掲げる方法であつて、知事が保有する機器又はプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。次条において同じ。）により容易に行うことができるものにより実施するものとする。</p> <p>(1) <u>当該文書等又は当該文書等を複写機により複写したものの閲覧</u></p> <p>(2) <u>当該文書等を複写機により複写したものの交付</u></p> <p>(3) <u>当該文書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付</u></p> <p>(4) <u>当該文書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録の電子メールによる送信</u></p> <p>(電磁的記録の開示方法)</p> <p>第 2 条 条例第 2 条第 3 項に規定する<u>電磁的記録の開示は、次の各号に掲げる方法であつて、知事が保有する機器又はプログラムにより容易に行うことができるものにより実施するものとする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、知事が適当と認める方法により行うものとする。</u></p> |

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(1) <u>録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法</u></p> <p>ア <u>当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取</u></p> <p>イ <u>当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープに複写したものの交付</u></p> <p>(2) <u>ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法</u></p> <p>ア <u>当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴</u></p> <p>イ <u>当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープに複写したものの交付</u></p> <p>(3) <u>電磁的記録（前2号に該当するものを除く。） 次に掲げる方法であって、知事はその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）により行うことができるもの</u></p> <p>ア <u>当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付</u></p> <p>イ <u>当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴（当該閲覧又は視聴を容易に行うことができることに限る。）</u></p> <p>ウ <u>当該電磁的記録をフロッピーディスク、シー・ディー・アール、エム・オーディスクその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付（当該複写したものの交付を容易に行うことができることに限る。）又は電子メールによる送信</u></p> <p>(公文書開示決定通知書等)</p> | <p>(1) <u>電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴</u></p> <p>(2) <u>電磁的記録を光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付</u></p> <p>(3) <u>電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付（当該出力したものを電磁的記録媒体に複写したものの交付を含む。）</u></p> <p>(4) <u>電磁的記録又は電磁的記録を用紙に出力したものをスキャナにより読み取ってできた電磁的記録の電子メールによる送信</u></p> <p>(公文書開示決定通知書等)</p> |

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>第4条 条例第10条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 公文書の全部を開示しない決定 公文書<u>非開示</u>決定通知書(様式第4号)</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>2 略 (公文書の開示)</p> <p>第8条 知事は、公文書の閲覧、聴取又は視聴をするものが、当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧、聴取又は視聴の中止を命ずることができる。</p> <p>2 公文書の写し等を交付するときの交付部数は、開示請求に係る公文書<u>1件名</u>につき1部とする。 (費用の納入)</p> <p>第9条 条例第15条に規定する費用は、<u>あらかじめ納入しなければならない</u>。 (<u>審査会諮問通知書等</u>)</p> <p>第10条 条例第18条第1項の規定による通知は、審査会諮問通知書(様式第12号)により行うものとする。</p> <p>2 <u>条例第18条第2項の規定による通知は、決定期限延長通知書(様式第13号)により行うものとする。</u> (<u>電子文書等を使用する場合の様式の特例</u>)</p> <p>第11条 <u>第4条から第7条まで及び前条の規定にかかわらず、佐賀県電子申請システムによる開示請求を行った者に対して通知する</u></p> | <p>第4条 条例第10条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 公文書の全部を開示しない決定 公文書<u>不開示</u>決定通知書(様式第4号)</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>2 略 (公文書の開示)</p> <p>第8条 知事は、公文書の閲覧、聴取又は視聴をするものが、当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとき<u>その他</u> <u>正当な理由があるときは</u>、当該公文書の閲覧、聴取又は視聴の中止を命ずることができる。</p> <p>2 公文書の写し等を交付するときの交付部数は、開示請求に係る公文書<u>1件</u>につき1部とする。 (費用の納入)</p> <p>第9条 条例第15条に規定する費用は、<u>前納</u>とする。 (<u>審査会諮問通知書</u>)</p> <p>第10条 条例第18条の規定による通知は、審査会諮問通知書(様式第12号)により行うものとする。</p> <p>第11条 <u>削除</u></p> |

| 改正前 | 改正後 | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-----|--|--------------------------|---|---|--|---|---|---|--|--------------------------|---|---|--|---|
| <p>場合その他これらの規定に規定する様式によることが適当でない<u>と認める場合は、当該様式によらないことができる。</u></p> <p>様式第3号（第4条関係）</p> <p>略</p> <p>また、この決定があったことを知った日から起算して6箇月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告として取消訴訟を提起することができます。</p> <table border="1" data-bbox="235 563 1106 746"> <tr><td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td>公文書の一部を<u>非開示</u>とする理由</td> <td>略</td> </tr> <tr><td colspan="2">略</td></tr> </table> <p>注 略</p> <p>様式第4号（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">公文書<u>非開示</u>決定通知書</p> <p>略</p> <p>また、この決定があったことを知った日から起算して6箇月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告として取消訴訟を提起することができます。</p> <table border="1" data-bbox="235 1066 1106 1114"> <tr><td>略</td></tr> </table> <p>注 略</p> <p>様式第5号（第4条関係）</p> <p>略</p> <p>また、この決定があったことを知った日から起算して6箇月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告として取消訴訟を提起することができます。</p> | 略 | | 公文書の一部を <u>非開示</u> とする理由 | 略 | 略 | | 略 | <p>様式第3号（第4条関係）</p> <p>略</p> <p>また、この決定があったことを知った日の<u>翌日</u>から起算して6箇月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告として取消訴訟を提起することができます。</p> <table border="1" data-bbox="1160 563 2031 746"> <tr><td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td>公文書の一部を<u>不</u>開示とする理由</td> <td>略</td> </tr> <tr><td colspan="2">略</td></tr> </table> <p>注 略</p> <p>様式第4号（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">公文書<u>不</u>開示決定通知書</p> <p>略</p> <p>また、この決定があったことを知った日の<u>翌日</u>から起算して6箇月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告として取消訴訟を提起することができます。</p> <table border="1" data-bbox="1160 1066 2031 1114"> <tr><td>略</td></tr> </table> <p>注 略</p> <p>様式第5号（第4条関係）</p> <p>略</p> <p>また、この決定があったことを知った日の<u>翌日</u>から起算して6箇月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告として取消訴訟を提起することができます。</p> | 略 | | 公文書の一部を <u>不</u> 開示とする理由 | 略 | 略 | | 略 |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公文書の一部を <u>非開示</u> とする理由 | 略 | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公文書の一部を <u>不</u> 開示とする理由 | 略 | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | |

| 改正前 | | 改正後 | |
|--|--------------------|--|--------------------|
| 略 | | 略 | |
| 様式第6号（第4条関係） 略 また、この決定があったことを知った日から起算して6箇月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告として取消訴訟を提起することができます。 | | 様式第6号（第4条関係） 略 また、この決定があったことを知った日の <u>翌日</u> から起算して6箇月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告として取消訴訟を提起することができます。 | |
| 略 | | 略 | |
| 様式第8号（第5条関係） 略 | | 様式第8号（第5条関係） 略 | |
| 略 | | 略 | |
| 佐賀県情報公開条例第10条第1項の規定による決定期間 | 略 | 佐賀県情報公開条例第10条第1項の規定による決定期間 | 略 |
| 延長後の決定期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | 請求に係る公文書のうちの相当の部分について開示決定等をする期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 請求に係る公文書のうちの相当の部分について開示決定等をする期間 | 年 月 日まで | 請求に係る公文書のうちの相当の部分について開示決定等をする期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 略 | | 略 | |
| 延長の理由 | 略 | 佐賀県情報公開条例第11条の規定を適用する理由 | 略 |
| 略 | | 略 | |
| 様式第11号（第7条関係） | | 様式第11号（第7条関係） | |

| 改正前 | 改正後 | | |
|---|--|---|--|
| <p>略</p> <p>また、この決定があったことを知った日から起算して6箇月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告として取消訴訟を提起することができます。</p> | <p>略</p> <p>また、この決定があったことを知った日の<u>翌日</u>から起算して6箇月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告として取消訴訟を提起することができます。</p> | | |
| <p>略</p> | <p>略</p> | | |
| <p>様式第12号（第10条関係）</p> | <p>様式第12号（第10条関係）</p> | | |
| <p>略</p> <p>佐賀県情報公開条例第10条第1項の規定に基づく開示決定等に対する次の審査請求については、同条例第17条の規定により佐賀県情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので、同条例第18条の規定により通知します。</p> | <p>略</p> <p>佐賀県情報公開条例第10条第1項の規定に基づく開示決定等に対する次の審査請求については、同条例第17条第1項の規定により佐賀県情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので、同条例第18条の規定により通知します。</p> | | |
| <p>略</p> | <p>略</p> | | |
| <p>備考 略</p> | <p>備考 略</p> | | |
| <p>様式第13号（第10条関係）</p> | | | |
| <p style="text-align: center;">決定期間延長通知書</p> | | | |
| <p style="text-align: right;">第 _____ 号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> | | | |
| <p>_____ 様</p> | | | |
| <p style="text-align: center;">佐賀県知事</p> | | | |
| <p>次の審査請求については、決定する期間を延長したので、佐賀県情報公開条例第18条第2項の規定により通知します。</p> | | | |
| <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; vertical-align: top;">審査請求の対象となつた決定</td> <td style="vertical-align: top;"> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">(決定の内容)</p> </td> </tr> </table> | 審査請求の対象となつた決定 | <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">(決定の内容)</p> | |
| 審査請求の対象となつた決定 | <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">(決定の内容)</p> | | |

| 改正前 | | 改正後 |
|--|--------------------|-----|
| 開示請求があった年月日 | 年 月 日 | |
| 佐賀県情報公開条例第17条第2項の規定による決定期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | |
| 延長後の決定期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | |
| 延長の理由 | | |
| 担当部局 | 電話番号(代表) (内線) | |
| 備考 | | |
| 備考 審査請求の対象となった決定は、開示決定等についての審査請求の場合にのみ記載し、不作為についての審査請求の場合は斜線を引くこと。 | | |

(佐賀県公文書館管理規則の一部改正)

第2条 佐賀県公文書館管理規則（平成24年佐賀県規則第12号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(利用の制限)</p> <p>第13条 館長は、歴史的文書に次に掲げる情報が記録されているときは、当該歴史的文書（当該情報が記録されている部分に限る。）の利用を制限することができる。</p> <p>(1) <u>佐賀県情報公開条例第6条第1号に該当する情報</u></p> <p>(2) <u>佐賀県情報公開条例第6条第2号に該当する情報</u>で、別表に掲げるもの</p> <p>(3) <u>佐賀県情報公開条例第6条第3号から第9号までに該当する情報</u></p> <p>2 略</p> | <p>(利用の制限)</p> <p>第13条 館長は、歴史的文書に次に掲げる情報が記録されているときは、当該歴史的文書（当該情報が記録されている部分に限る。）の利用を制限することができる。</p> <p>(1) <u>佐賀県情報公開条例第6条第1号に該当する情報</u>で、別表に掲げるもの</p> <p>(2) <u>佐賀県情報公開条例第6条第2号から第6号までに該当する情報</u></p> <p>2 略</p> |

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(知事が管理する公文書の開示等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 佐賀県情報公開条例及び佐賀県情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部を改正する条例（令和5年佐賀県条例第3号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされた公文書の開示及び同条例附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされた審査請求については、第1条の規定による改正後の知事が管理する公文書の開示等に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 第1条の規定による改正前の知事が管理する公文書の開示等に関する規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。
(佐賀県公文書館管理規則の一部改正に伴う経過措置)
- 4 第2条の規定による改正後の佐賀県公文書館管理規則第13条の規定は、この規則の施行の日以後に行われる歴史的文書の利用の請求について適用し、同日前に行われた歴史的文書の利用の請求については、なお従前の例による。